

港 第 1 2 7 1 号

令和 8 年 9 月 2 日

内閣官房長官 様  
国土交通大臣 様  
防 衛 大 臣 様

姫路港港湾管理者 兵庫県  
代表者 兵庫県知事 齋藤 元彦

「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に対する確認事項について（依頼）

令和 8 年 3 月 30 日に説明いただきました姫路港における「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」について、別添のとおり確認事項を整理しましたのでご回答いただきますようお願いいたします。

記

添付資料：特定利用港湾に関する国への確認事項

## 特定利用港湾に関する国への確認事項

兵庫県

### 【取り組み全般について】

Q1. 従来から自衛隊や海上保安庁による利用実績がある港湾について、新たに「特定利用港湾」として指定する必要性、およびその意義、特定利用港湾に指定されることで、得られる具体的な効果

Q2. 特定利用港湾への指定は、姫路港の軍事的性格の強化につながるのではないかと。武力紛争時における攻撃対象となるリスクの増大や、ジュネーブ諸条約上の文民施設としての取扱いに影響を及ぼすのではないかと。

Q3. 近年の国際情勢を踏まえた特定利用港湾の必要性について、想定される事態ごと具体的に示して頂きたい。

Q4. 国家安全保障戦略における「有事の際の対応も見据えた」記述を踏まえても、特定利用港湾の枠組が有事を対象とするものではないとの理解でよいのか。

Q5. 説明会資料「姫路港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」に記載される「国民の生命・財産を守るうえで緊急性が高い場合又は船舶の航行の安全を確保するうえで緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）」には、「存立危機事態」、「重要影響事態」が含まれうるという理解で良いのか。

Q6. 当該港湾（姫路港）が指定候補とされた理由と、具体的な活用場面（災害対応・輸送オペレーション等）を想定されているのか。

Q7. 姫路港を特定利用港湾とするための具体的なスケジュールは決まっているのか。

Q8. 説明会資料「自衛隊・海上保安庁の利用に資する施設を整備中の事業」に掲載されている姫路港の各事業は、今後促進されると理解してよいのか。

Q9. 整備中の箇所だけでなく、自衛隊や海上保安庁が利用するうえで支障のある箇所（例えば、沈下した岸壁エプロンの修繕、防舷材の取替え等）の整備は対象となるのか。

## 【訓練について】

Q10. 姫路港において訓練利用する場合、どのような訓練(内容・実施場所・使用施設の諸元)を想定しているのか。日常的に小型のプレジャーボートや漁船が利用する施設も訓練で利用することを想定しているか。

Q11. 実弾等の危険物運搬を行うことがあるのか。危険物運搬がある場合、これら危険物は関係法や条例に則り、適切に運用されとの理解でよいか。

Q12. 年数回の訓練と説明があったが、訓練で使用する実日数を提示いただきたい。例えば1回の訓練で長期間使用することはあるのか。

Q13. 港湾施設の損傷や第三者に損害が発生した原因が、国の訓練であることが明らかな場合は、国が原状回復又は損害を賠償するのか。

Q14. 説明会資料の Q&A においては、

- ・ A13:「米軍が本枠組に参加することはない」
- ・ A22:「日米合同訓練における自衛隊による港湾利用は本枠組の対象となる」

とされており、同一の事象(日米合同訓練)に関して、主体ごとに異なる整理が示されている。

日米共同訓練における米軍の港湾利用に関する調整も、特定利用港湾の枠組の対象となるのか。

Q15. 特定利用港湾の枠組みで調整された港湾利用においては、米軍が当該港湾を利用することは無く、そのような事例も無いと理解してよいか。

## 【民生利用への影響について】

Q16. 「民生利用を主とする」との考え方に関する基本的な定義および判断原則はどのようなものか。例えば、例年の繁忙期を避けて訓練を企画するなど、利用時期を調整させて頂くことは可能か。

Q17. 民生利用への影響に関する想定される範囲および許容の考え方を示していただきたい。

Q18. 「民生利用に配慮しつつ」で想定される具体的な「配慮」の内容を示していただきたい。

Q19. 特定利用港湾となったことで、将来にわたり、自衛隊等の利用を優先するようなことはないと確約していただけるか。

## 【その他】

Q20. 令和8年熊本地震発災後の支援活動において、特定利用空港・港湾の枠組みが活用された事例はあるか。